

# 2019 年度前期 認定校留学 募集要項

認定校留学：学習目的の合う学位授与権を有する大学を個人が選定・出願し、入学許可を得た上で、本学に認定校申請を行い、認められた場合に協定校留学に準じた留学が出来る制度。協定校派遣交換留学と違い、留学先及び本学双方の授業料の支払いが必要。

## 事前申告期間

**日時** **2018年8月2日(木)16:00まで**  
認定校留学希望者は必ず期日までに国際センターへ意思表示をすること  
来室後、所定用紙に必要情報を記入する

## 願書受付・選考

**願書受付** 期間 **2018年9月13日(木)～9月15日(土)11:30まで**

**選考方法** 書類審査のみ（語学力、学業成績、願書、推薦書の内容を総合的に評価）

**候補者発表** 日時 2018年10月下旬 ポータルにて発表

## 出願資格

以下の条件を満たしていること

1. 出発時まで、本学に少なくとも1年以上在籍していること
2. 学部においては1か年につき30単位以上、大学院においては16単位以上を既に修得していること
3. G.P.A.が2.4以上かつ希望留学先のG.P.A.条件を満たしていること  
注) 1年次出願者の場合：1年次終了時に上記条件を満たしていること
4. 留学先は学位授与権を有する大学又は高等教育機関の正規課程であること  
注) 短期大学、コミュニティカレッジ、専門学校、語学学校（ESL）は対象とならない
5. 下記要件且つ希望留学先が要求する条件を満たしていること  
英語圏に留学する場合：TOEFL iBT 68点以上、またはIELTS 5.5以上を取得していること  
注) 上記条件以下で入学可能の場合でも、本学の認定校留学としては認められない  
英語圏以外に留学する場合：希望留学先の要求する条件を満たしていること
6. 保証人の同意を得られること
7. 心身共に健康であること 注) 毎年度初頭に実施される保健管理センターの健康診断を受診すること

## 出願書類について

### 出願書類

1. 外国留学願書（所定用紙）
  2. 本人と保証人の誓約書（所定用紙）  
※学生と保証人は別々の印鑑を使用すること。サインの代筆不可。
  3. 希望留学先が規定する TOEFL iBT または IELTS(Academic Module)スコアまたは語学能力を証明するもののコピー（ただし、TOEFL iBT は 68 点以上、IELTS は 5.5 以上であること）  
（いずれも出願から 1 年以内に受験したもの）
  4. 本学専任教員による推薦書（所定用紙・厳封）  
※記入を依頼する際、封筒を渡した上で厳封の依頼をすること  
出願者が直接教員から推薦書を受け取り厳封のまま国際センターに提出すること
  5. 希望留学先の入学許可書または出願済であることが確認出来る書類等
- 別表の「認定済留学先一覧」に希望留学先がない場合、以下 6～8 の書類を提出する —  
（本学協定校へ認定校留学する場合、6～8 の提出は不要）
6. 希望留学先でのプログラムについての詳細な資料
  7. プロファイルシート（所定用紙）
  8. 認定校選定理由書（所定用紙）

所定用紙は国際センターウェブサイトよりダウンロード

トップページ> 青学から海外へ> 留学プログラム> 各種ダウンロード

<http://web.iec.aoyama.ac.jp/>

### 出願書類提出先

必要提出書類を全て揃えた上、願書受付期間内に国際センター窓口へ提出すること

国際センター（青山キャンパス：17 号館 2F／相模原キャンパス：B 棟 1F）

以上